

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年8月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500003 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500034 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 9 月 7 日から同年 12 月 1 日に訂正し、同年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

昭和 47 年 9 月から同年 11 月までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 7 日から昭和 48 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 12 月 31 日まで A 社に継続して勤務したにもかかわらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録及び当該期間と一緒に勤務し、請求者と同じ職種であったとする同僚（以下「同僚」という。）の陳述から、請求者が請求期間②において A 社に継続して勤務していたことが認められるが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、請求者は、昭和 47 年 9 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿及びオンライン記録から、A 社は、請求者の資格喪失日と同日が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 47 年 9 月 7 日。以下「全喪日」という。）とされているが、上記被保険者原票によると、
i) 全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同日から約 3 か月後の昭和 47 年 12 月 4 日に資格喪失に係る社会保険事務所（当時）の事務処理が

なされた者が7名（請求者及び同僚を含む。）確認されること、ii）全喪日より後の資格取得日にて、一旦は同社において被保険者資格を取得したものの、同年12月4日に資格取消とされた記録がある者が3名確認されること、iii）全喪日より後の期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録のある者が2名確認できるほか、i）の7名は、同社の事業主が別に設立した後継の法人事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年1月1日と同日に当該法人事業所で被保険者資格を取得している。

さらに、A社の商業登記簿から、同社は、請求期間②において法人格を有していたことが確認でき、同僚から提出された給料支払明細書、請求者及び同僚に係る雇用保険の被保険者記録並びに当該2名の陳述を踏まえると、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

加えて、請求者は、A社の商業登記簿の役員欄において、役員ではないことが確認でき、請求者及び同僚の陳述から、上記資格喪失の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和47年9月7日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失日は、請求者の上記被保険者原票に記載された「証返納」欄の日付（遡及した喪失処理に係る届書の届出日）である同年12月1日であると認められる。

なお、昭和47年9月から同年11月までの標準報酬月額については、A社における同年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが必要である。

また、請求期間②のうち、昭和47年12月1日から昭和48年1月1日までの期間について、同僚が所持する昭和47年12月分の給料支払明細書に厚生年金保険料の控除額は無く、当該同僚に聴取しても、保険料を事業主により請求者の給与から控除されていた事情はうかがえない。

一方、請求期間①について、同僚を含む当該期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の者の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該複数の者からは、請求期間①における厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除に係る状況について、具体的な陳述を得ることができないほか、A社は解散している上、当時の事業主も死亡していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①、及び②のうち昭和47年12月1日から昭和48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①、及び②のうち昭和47年12月1日から昭和48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500081 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500036 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月20日の標準賞与額を8万円、平成19年12月20日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月20日及び平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月20日及び平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成19年12月20日

A社に平成17年7月から平成25年9月までの間、正社員として勤務したが、請求期間①及び②に係る賞与の記録がない。賞与明細書があり、保険料が控除されているので、請求期間①及び②に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した「賞与明細書(写)(17年12月20日支給)」及び「賞与明細書(写)(19年12月20日支給)」、A社から提出された「賞与統計表」及び当該事業所の回答から、請求者は、請求期間①及び②において、当該事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記の「賞与明細

書（写）（17年12月20日支給）」において確認できる厚生年金保険料控除額から8万円、請求期間②に係る標準賞与額については、上記の「賞与明細書（写）（19年12月20日支給）」等において確認できる厚生年金保険料控除額から19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月20日及び平成19年12月20日の期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月20日及び平成19年12月20日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500070 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500008 号

第 1 結論

昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月までの期間、昭和 44 年 3 月から昭和 45 年 10 月までの期間、昭和 47 年 3 月、平成 6 年 12 月から平成 9 年 1 月までの期間及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 56 年 12 月から平成 6 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月まで、昭和 44 年 3 月
から昭和 45 年 10 月まで、昭和 47 年 3 月、平成 6 年 12 月
から平成 9 年 1 月まで及び同年 3 月
② 昭和 56 年 12 月から平成 6 年 11 月まで

請求期間①の国民年金保険料については、還付済みの記録であるが、還付請求を行ったことも還付金を受領したこともない。

請求期間②について、国民年金保険料を納めていたにもかかわらず納付記録がない。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①の、i) 昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月までの期間、昭和 44 年 3 月から昭和 45 年 10 月までの期間及び昭和 47 年 3 月の国民年金保険料については、平成 7 年 1 月 31 日に、厚生年金保険と国民年金の記録が重複しているとして記録修正が行われ、厚生年金保険被保険者期間に納付されていた国民年金保険料の還付のため、同年 3 月 29 日に国庫金送金通知書が発送され、ii) 平成 6 年 12 月から平成 9 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、平成 9 年 4 月 11 日に請求者からの国民年金第 3 号被保険者の届出を受けて、それまで国民年金第 1 号被保険者として納付済みの国民年金保険料の還付のため、同年 6 月 3 日に国庫金送金通知書が発送され、iii) 平成 9 年 3 月の国民年金保険料については、平成 9 年 5 月 26 日に国民年金保険料の

重複納付が確認されたことによる国民年金保険料の還付のため、同年6月24日に国庫金送金通知書が発送されていることが、それぞれオンライン記録により確認でき、一連の事案処理に不自然さはうかがえない。

国民年金保険料還付金の支払は、社会保険事務所が請求者宛てに国民年金保険料還付請求書（以下「還付請求書」という。）を同封して還付・充当通知書（以下「還付通知書」という。）を送付し、請求者が提出した還付請求書で指定した受取方法により行われるものであるが、請求期間①の還付金については、A社会保険事務所（当時）は、請求者から返送された還付請求書によって指定されたB郵便局に国庫金を送金したと記録されている。

また、請求者は還付金を請求及び受給した記憶は無いと陳述しているが、上記のi)からiii)までの延べ3回の還付処理により、請求者宛てに、異なる時期に、還付通知書及び国庫金送金通知書がそれぞれ3回送付された記録があり、合わせて6回の文書のいずれも宛先に到達しなかったとは考え難い上、社会保険事務所の保管する請求期間当時の現金出納簿には、国庫金の返戻の記録（国庫金の送金から1年間の期限内に還付金の受領がなされなかった場合に同金額が未払として記載される。）がないことから、当該還付金は、請求者宛てに送付された国庫金送金通知書によりB郵便局で支払われたものと考えられる。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

請求期間②について、請求者は事業主から厚生年金保険の加入について知らされていなかったため、就業後も引き続き国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している請求者に係るC市国民年金被保険者名簿の資格欄の記載から、請求者がD社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、請求者が昭和56年12月2日付けの国民年金任意加入被保険者資格喪失の届けを行ったものと推認され、請求者は昭和56年12月以降の国民年金保険料は納付することはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500077 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500009 号

第1 結論

平成 11 年 11 月から平成 12 年 3 月までの請求期間及び平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 11 月から平成 12 年 3 月まで
② 平成 13 年 4 月から平成 14 年 3 月まで

私は、請求期間①及び②の期間は定職についておらず、収入が無い時期であったため、必ず国民年金保険料の免除申請をした記憶がある。しかし、請求期間①及び②の期間の国民年金記録は免除期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に係る国民年金保険料の全額免除申請を行ったと陳述しているが、免除申請を行った時期や、具体的な申請手続についての記憶が明らかではなく、免除承認手続に係る資料の提出もないところから、請求期間の免除申請の有無について確認することができない。

また、請求者の請求期間当時の居住地を管轄する A 年金事務所に照会をしたところ、同年金事務所は、請求期間当時の国民年金保険料免除申請に係る資料は保存期間経過により保管されていない旨回答しており、国民年金保険料の免除申請に係る事務処理について確認することができない。

さらに、B 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV データ）によると、平成 14 年 3 月を除き請求期間は全て未納と記録され、平成 14 年 3 月は、学生納付特例の期間であり、平成 13 年度の免除申請の手続はなされなかったものと考えられる。

なお、改製された戸籍の附票等によると、請求者は、20 歳に到達する以前から請求期間において継続して B 市に住所地があることから、請求者に対し、同一市町村が別

の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難いほか、オンライン記録による氏名検索を行っても請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500083 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500010 号

第 1 結論

昭和 38 年*月から昭和 44 年 3 月までの請求期間、昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの請求期間、昭和 53 年 4 月から平成 4 年 3 月までの請求期間及び平成 5 年 4 月から平成 10 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 38 年*月から昭和 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
④ 平成 5 年 4 月から平成 10 年 3 月まで

20 歳に到達した頃、親戚の勧めもあり、私自身が A 市役所で国民年金の加入手続を行った。何度か引っ越しをして住所が変わったものの、それぞれの住所地の市役所の窓口で、国民年金保険料を納付してきたのに請求期間①から④までが未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、請求期間①当時、居住していた A 市の窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 44 年 6 月頃に B 市で払い出されたものと推認できる。また、B 市での加入手続の際に、請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、請求期間①当時、請求者は国民年金に未加入であり、A 市において保険料は納付できない。

また、上記の加入手続時点で、請求期間①のうち昭和 38 年*月から昭和 42 年 3 月までは、国民年金保険料の納付に係る 2 年の時効に該当し、既に保険料は納付できず、昭和 42 年 4 月から昭和 44 年 3 月までは、過年度保険料に当たることから、B 市の窓口では納付が困難である。

さらに、国民年金被保険者台帳並びにその後加入記録のある A 市及び C 市の国民年

金被保険者名簿には、請求期間①は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

請求期間②について、請求者は、請求期間②の保険料納付については、居住していたB市の窓口で国民年金保険料を納付したと陳述する以外に、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、国民年金被保険者台帳並びにその後加入記録のあるA市及びC市の国民年金被保険者名簿には、請求期間②は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

請求期間③について、請求者は、請求期間③の保険料納付については、居住していたB市、C市及びD市の窓口で国民年金保険料を納付したと陳述する以外に、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、国民年金被保険者台帳には、昭和53年度の摘要欄に「(4～3) 照会により未納確認(54.8.3)」と記載されており、昭和54年度から昭和57年度までの摘要欄にそれぞれ「納付書送付」との記載があることから、当該期間に住所地の市役所に納付すべき現年度保険料が未納のため、社会保険事務所(当時)が過年度納付書を作成し、請求者宛てに送付したものと考えられ、当該納付書では、請求者は市役所で過年度保険料を納付するのは困難である。

さらに、国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿には、請求期間③は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

請求期間④について、請求者は、請求期間④の保険料納付については、居住していたD市の窓口で国民年金保険料を納付したと陳述する以外に、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、請求期間④当時は、既にオンライン記録による記録の一元管理に移行しており、オンライン記録によると未納の記録であることが確認できる。

なお、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500079 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500011 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 9 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正 12 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 9 月まで
請求期間の国民年金保険料は、毎月 1 回開かれる地区の集会時に夫婦二人分の保険料を私が役場の人に納付していたが、夫の納付記録は請求期間が未納と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち、昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月までの期間は、夫婦共に A 町（現在は、B 町）に居住していたとしており、昭和 35 年 10 月頃、近隣住民と一緒に夫婦揃って国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月 1 回開かれる地区の集会時に夫婦二人分を請求者が役場の人に納付していたと主張している。また、請求者が記憶している近隣住民のうち連絡の取れた 4 名は、請求者夫婦が同じ地区に居住していたと回答し、そのうち 1 名は、「請求者夫婦は毎月 1 回開かれる地区の集会において、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。」と回答している。

しかしながら、請求者夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者の夫（訂正請求記録の対象者）の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 37 年 9 月頃に C 町（現在は、D 市）において、夫婦連番で払い出されたものと推認でき、当該加入手続において、夫婦共に昭和 35 年 10 月 1 日に遡

り、国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求期間において、請求者の夫に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、請求者が主張する昭和 36 年当時の住所地（A 町）において、当該時期の国民年金保険料の納付は困難である。

また、請求者は、請求期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの期間について、夫婦で昭和 37 年 4 月頃に A 町から E 市に転居し、数か月間過ごした後、請求者の夫の就職に伴い C 町へ転居したと陳述しているものの、当該期間の国民年金保険料の納付に関する記憶や納付を示す資料はない。

このほか、請求期間について、請求者の夫の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿（C 町が作成）に、請求期間の国民年金保険料の納付を確認できる記載はなく、当該内容はオンライン記録と一致している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求者の夫に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500073 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500035 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から昭和 40 年 7 月 2 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 21 日から昭和 45 年 9 月 1 日まで

私は、具体的な勤務期間を明確に覚えていないが、請求期間①、②及び③のうちで 3 年間程度、B 県 C 市にあった A 社に勤務していたのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の継承事業所である D 社は、「A 社は、昭和 47 年に本社機能を B 県 C 市から E 県 F 市に移転しており、移転以前の資料は保存期間経過により保存していないため、請求者の在籍等を確認できない。」と回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が一緒に勤務した者として姓のみを挙げ、請求者が主張する A 社（B 県 C 市）において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している同姓である者 2 名、及び同社において請求期間に被保険者資格を取得した者で同社本社（当時。B 県 G 市）に係る被保険者記録が確認できる者 42 名の合計 44 名に文書照会したところ、回答のあった 22 名のうち 21 名は、請求者を知らない、又は覚えていないと回答している上、残る 1 名は、「請求者を特定するまでの記憶が不鮮明である上、記憶する者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかは分からない。」と陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、上記の請求期間当時にB県G市にあったA社本社（昭和40年7月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間に請求者の記録を推測させる情報は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。